

「清流の国ぎふ」文化祭2024広報啓発物品貸出等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「清流の国ぎふ」文化祭2024(以下「本文化祭」という。)の開催に向け、のぼり旗等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心を高め、開催機運の醸成を図るため、広報活動に必要な物品の貸出及び提供(以下「貸出等」という。)について必要な事項を定める。

(対象物品)

第2条 貸出等をする広報啓発物品は、「貸出等対象物品一覧(別紙1)」のとおりとする。

(対象者)

第3条 貸出等の対象者は、県内の市町村のほか、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会会長(以下「会長」という。)が適当と認める者とする。

(使用承認等)

第4条 広報啓発物品の貸出等を希望する者は、あらかじめ「清流の国ぎふ」文化祭2024広報啓発物品貸出等申請書(様式1)」を、電子メール、FAX その他の方法により会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請に係る広報啓発物品の貸出等の承認の可否について審査し、「清流の国ぎふ」文化祭2024広報啓発物品貸出等承認通知書(様式2)」又は「清流の国ぎふ」文化祭2024広報啓発物品貸出等不承認通知書(様式3)」により、その結果を遅滞なく申請者に通知するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、広報啓発物品の貸出等の目的に反するものとして貸出等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に使用されるおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (4) 本文化祭のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (5) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) 広報啓発物品を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(8) その他承認することが不適当と会長が認めた場合

3 貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、広報啓発物品を「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局(以下「事務局」という。)から直接受け取り、直接返却することを原則とする。

ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

また、提供を受ける者についても、広報啓発物品を事務局から直接受け取りをすることを原則とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。ただし、特に会長が認めた場合は7日を超えて貸出を行うこととする。

(使用料)

第6条 貸出等に係る料金は無料とする。

(注意義務)

第7条 貸出等を受ける者が広報啓発物品を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこととし、借受等者は、広報啓発物品の使用及び使用後の手入れ等について、「注意事項(別紙2)」を遵守して取り扱わなければならない。

(損害賠償)

第8条 借受等者が、広報啓発物品の滅失、損傷・汚損等損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

(報告)

第9条 借受等者は、貸出等を受けた広報啓発物品の使用終了後に、それらの使用状況が分かる写真(任意様式)を会長に提出しなければならない。

(留意事項)

第10条 借受等者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 借受等者は、広報啓発物品を使用して本文化祭の広報を行うこと。

(2) 借受等者は、広報啓発物品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

(3) 借受等者は、広報啓発物品を使用して本文化祭のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。

(4) 借受等者は、広報啓発物品を使用して法令、公序良俗に違反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。

(5) 借受等者は、広報啓発物品を使用して特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしてはならない。

(6) 借受等者は、広報啓発物品を第三者に転貸してはならない。

(7) 借受等者は、広報啓発物品を転売してはならない。

(8) 会長は、借受等者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認めるときは、当該使用を禁止し、貸出等を取り消すことができる。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、事務局が行う。

附則

この要領は、令和5年3月9日から施行する。

貸出等対象物品一覧

No.	物品名	規格等	貸出・提供	貸出等 可能数量 (※1)
1	のぼり旗(※2)	高さ1600mm×幅450mm	貸出	50
2	卓上のぼり	組立て時 高さ480mm×幅150mm	貸出	10
3	公式ポスター	B2判紙 清流文化物語デザイン、ロゴマークデザイン の2種類	提供	要相談 (※3)
4	公式チラシ	A4判紙 清流文化物語デザイン、ロゴマークデザイン の2種類	提供	要相談 (※3)

※1 原則として希望する数量をお渡ししますが、在庫状況により希望に添えない場合があります。

※2 のぼり旗設置のためのポール及び土台については、貸出等対象外ですので、ご注意ください。

※3 提供物品の数量は、使用するイベントの規模などを踏まえ、申請者と協議の上、決定します。

注 意 事 項

1 のぼり旗

(1) 使用時

- ① 荒天時は原則として使用を控えること。
- ② のぼり旗を設置する際、転倒防止に十分留意すること。

(2) 使用後

- ① 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
- ② 雨水等で濡れた場合は、十分に乾燥させること。
- ③ のぼり旗は、しわにならないよう1枚ずつきれいに折りたたむこと。

2 卓上のぼり

- (1) のぼりにポールを通した形にし、台座と合わせて、個別にPP袋に入れて保管すること。
- (2) 破損、又は部品を無くした場合は、「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局(以下「事務局」という。)に申し出ること。

3 公式ポスター及び公式チラシ

- (1) 目的外での利用はしないこと。
- (2) 必要数を申請し、余ったものは事務局に返却すること。
- (3) 転売しないこと。
- (4) 公式ポスターは、原則として2種類を並べて掲示すること。ただし、掲載スペース上、1種類しか掲示できない場合等はこの限りではない。